

令和元年6月17日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04823

研究課題名(和文)戦後の障害児教育運動に関する歴史研究—東京都の全員就学をめぐる運動と政策を中心に

研究課題名(英文) Historiography of educational movement for children with disabilities in postwar Japan focusing on compulsory education for all children with disabilities in Tokyo

研究代表者

河合 隆平 (Kawai, Ryuhei)

金沢大学・学校教育系・准教授

研究者番号：40422654

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：東京都の障害児「全員就学」(1974年)に焦点を当て、学校・教師による教育実践、行政・制度が絡み合いながら、養護学校義務制が実施されていく力動的関係の結節点に「運動」を位置づけ、障害児教育が「学校」という形式において組織化していく営為と論理を検証した。戦後社会における障害者問題をめぐる歴史認識を更新する作業を行い、「運動と抵抗の主体」のみに焦点を当てるのではなく、障害のある人びとの社会的諸関係とその矛盾の動態をおさえながら、障害のある人びととその家族の要求や生活経験、教育・福祉実践に即して発達保障の仕組みがつけられ、地域のなかで新たな公共性が獲得されていく過程を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

障害児の教育要求に、学校・教師、行政職員・政治家が応答していく様相を「不就学をなくす運動」に即して検討し、全障害児が就学可能な学校制度の具体化として「全員就学」政策の実現過程を検証した。障害児の「生存」要求を「教育」の論理で組み替えながら「学校」の機能を拡張させてきた戦後の障害児教育の歴史的な動態を明らかにすることができた。養護学校義務制が柔構造として変化しながら完全実施に到る過程と教育権保障運動の役割を明らかにし、高度成長期を、障害のある人びとの権利の要求実現・獲得としてのみ描くのではなく、権利の要求として表現される以前の、人びとの生活や実践の相とそこでの矛盾を捉えることを提起した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to clarify the historical and social structures of compulsory education for all children with disabilities, by examining the dynamic relationship between the educational movement for children with disabilities in the early 1970's as a nodal point of educational needs, educational practices, and educational policies. The following three research subjects were set as research targets for the movement and policy concerning all school attendance for children with disabilities (1974) in Tokyo.

1) Socialization of special educational needs for children with disabilities in the establishment and development process of educational movement for eliminate non-enrollement, 2) Objectivizing special educational needs as special school educational practice and formation of Social Recognition, 3) Acceptance of special educational needs and formation of the all school attendance policy for children with disabilities in the administration of education.

研究分野：障害者教育史

キーワード：障害児教育 教育権保障運動 全員就学 重症心身障害児 養護学校義務制

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

#### 1. 研究開始当初の背景

特別支援教育の歴史は、養護学校義務制実施(1979)が象徴するように、「教育不可能」とされた重度障害児を「教育」対象として発想し、その教育的ニーズを明らかにしながら、「学校教育」を形成してきた歴史といえる。しかし、養護学校義務制実施にかかわって、個々の地域や家族の現実に即して、障害児の教育要求が養護学校の実践や制度として形成されていく過程を明らかにした歴史研究は皆無である。制度やイデオロギーの分析にとどまらず、個別具体的な教育経験に即して養護学校義務制の歴史的意義を検証することは、個のニーズに応じたインクルーシブ教育を志向する現代的課題にも呼応する。そこで学校制度の内側を生きた障害児の教育経験を中心に、教師による教育実践の構築、行政の制度運用技術が絡み合いながら、養護学校という制度の内実が確立する過程を明らかにするために障害児教育「運動」の動向に着目した。

#### 2. 研究の目的

本研究は、1970年代前半の障害児教育権保障運動を、教育要求、教育実践、教育政策の結節点として位置づけてその力動的関係を検討し、養護学校義務制実施の歴史的・社会的構造を明らかにすることを目的とする。東京都の「全員就学」に関する運動と政策を研究対象とし、以下の3つの研究課題を設定した。1)不就学をなくす運動の成立・展開過程における障害児の教育要求の社会化、2)養護学校教育実践としての教育要求の対象化と社会的承認の形成、3)教育行政における教育要求の受容と障害児「全員就学」政策の形成。これらを検証することで、運動を媒介にして養護学校義務制が柔構造として変化しながら完全実施に到るプロセスと構造を明らかにする。

#### 3. 研究の方法

東京都の障害児の義務教育「全員就学」(1974)に関する運動と政策を対象として、3年間で以下の3つの研究課題を設定し、養護学校義務制実施の歴史的・社会的構造および養護学校の存立基盤を考察し、障害児教育権保障運動の歴史的役割を検証した。

「不就学をなくす運動の展開および障害児の教育要求の社会化に関する検討」

「教育実践としての教育要求の対象化と社会的承認の形成に関する検討」

「教育行政における養護学校「全員就学」政策の形成に関する検討」

#### 4. 研究成果

不就学にまつわる個別の経験を集積しながら、保護者が学校教育への意識や行動を共同化していくプロセスを通して、運動に参加する多様な人びとの主体形成に即して障害児の教育要求が住民自治や地域の課題として社会化する様相を検証した。東京都における不就学実態調査運動の典型をなした「文京区心身障害児実態調査委員会」に参加した人びとにとって障害のある子どもとの出会いや運動への参加が、自己の生き方や教育実践、研究の修正を直截もたらしたわけではなく、これらに「規定されつつ、とらえ返す」という主体化の契機・プロセスを介して障害児教育の論理が矛盾や葛藤をはらみながら形成されてきたことを明らかにした。

重症心身障害児に焦点を当て、障害児の「生存」要求を「教育」の論理で組み替えながら「学校」の機能と基盤を拡張させる様態を「重症児の学校」の展開としておさえ、重症児の発達と生活の現実に即して近代学校の体系を相対化し、重症児教育を構成する理論と

実践が組み立てられていく過程を検討し、義務制実施期に作り出された養護学校における教育の内実を明らかにした。重症児に対して権利（医療、福祉、教育）が択一的・排他的にしか与えられないなかで、学校が教育と生存の権利を総合的に保障する可能性がある唯一の場所であったと思われる。「重症児の学校」は「生きること」への要求が集約される場として成立したのであり、障害がある場合の「生きること」への要求を教育の論理に即して組み替えながら学校の枠組みを拡張させることで、重症児も例外なく学校に包摂する仕組みを作り出してきたのが、戦後障害児教育の歴史であり、東京都の「全員就学」をめぐる経験はそのひとつのモデルとされた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

1.河合隆平「重症心身障害児の「学校」をつくる - 教育と生存の場としての学校 - 」日本教育学会『教育学研究』第85巻4号、15-27頁、査読有、2018

〔学会発表〕(計1件)

1.河合隆平「東京都希望者「全員就学」政策の論理と体系」日本教育学会第76回ラウンドテーブル(東京都の障害児「全員就学」(1974年)をめぐる歴史的評価) 桜美林大学、2017年8月25日

〔図書〕(計2件)

- 1.河合隆平『発達保障の道 - 歴史をつなぐ、社会をつくる - 』全国障害者問題研究会出版部、総130頁、2018、
- 2.河合隆平「発達保障論における社会形成の原理とその論点」越野和之・全障研研究推進委員会編『発達保障論の到達と論点』全国障害者問題研究会出版部、228-268頁、総268頁、2018

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6 . 研究組織

### (1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

### (2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。